

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第9号

静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例（平成17年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (静岡県立磐田学園に関する特例)</p> <p>5 平成24年4月1日から平成33年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(表略)</p> <p>6 平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間は、第2条中「障害者支援施設（以下「県立障害者支援施設」という。）」とあるのは「障害者支援施設」と、第3条中「県立障害者支援施設を」とあるのは「前条の表の左欄に掲げる障害者支援施設を」と、「県立障害者支援施設の」とあるのは「障害者支援施設の」と、第4条第1項中「県立障害者支援施設」とあるのは「県立障害者支援施設（静岡県立富士見学園及び静岡県立浜松学園をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>附 則 (静岡県立磐田学園に関する特例)</p> <p>5 平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(表略)</p> <p>6 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間は、第2条中「障害者支援施設（以下「県立障害者支援施設」という。）」とあるのは「障害者支援施設」と、第3条中「県立障害者支援施設を」とあるのは「前条の表の左欄に掲げる障害者支援施設を」と、「県立障害者支援施設の」とあるのは「障害者支援施設の」と、第4条第1項中「県立障害者支援施設」とあるのは「県立障害者支援施設（静岡県立富士見学園及び静岡県立浜松学園をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡県立富士見学園の設置及び管理に関する条例

第1条中「県立の障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）」を「静岡県立富士見学園」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(設置)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第83条第2項の規定に基づき、静岡県立富士見学園（以下「富士見学園」という。）を富士市に設置し、その目的は次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第5条第10項に規定する施設入所支援（以下単に「施設入所支援」という。）を行うとともに、次に掲げる施設障害福祉サービス（同条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。）を行うこと。
 - ア 法第5条第7項に規定する生活介護（以下単に「生活介護」という。）
 - イ 法第5条第12項に規定する自立訓練（以下単に「自立訓練」という。）
 - ウ 法第5条第13項に規定する就労移行支援（以下単に「就労移行支援」という。）
- (2) 法第5条第8項に規定する短期入所（以下単に「短期入所」という。）を行うこと。
- (3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定による措置を採ることが決定された者（以下「措置決定を受けた者」という。）に対して更生援護（同法第2条第1項に規定する更生援護をいう。以下同じ。）を行うこと。

（利用資格）

第3条 富士見学園を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第19条第1項の規定により介護給付費の支給の決定（法第28条第1項第6号、第7号又は第9号に係るものに限る。）を受けた者で知事が利用を認めたもの
- (2) 法第19条第1項の規定により訓練等給付費の支給の決定（法第28条第2項第1号又は第2号に係るものに限る。）を受けた者で知事が利用を認めたもの
- (3) 措置決定を受けた者

第4条第1項中「県立障害者支援施設」を「富士見学園」に改め、同条第2項中「県立障害者支援施設」を「富士見学園」に改め、「のうち、静岡県立富士見学園（以下「富士見学園」という。）に係るもの」を削り、同項第1号中「前条第1号ア及びイ」を「前条第1号及び第2号」に改め、同条第3項を削る。

第5条及び第6条中「県立障害者支援施設」を「富士見学園」に改める。

附則第1項の見出しを削る。

附則第2項の前の見出し及び「（静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成19年静岡県条例第47号）附則第2項の規定に基づいて行う同条第1項の規定による指定を含む。）」を削る。

附則第3項を削る。

附則第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項及び第6項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。